

広島県告示第三百五十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定によって、平成二十三年広島県告示第九百六十一号で指定した区域の全部について、指定を解除する。

平成二十四年四月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定を解除する区域の所在地

三原市沼田東町七宝二五四番の一部及び二五五番の一部

二 講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去